

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第137回）議事概要

1 日 時

令和5年9月19日（火）10時00分～10時52分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、西村 暢史、
西村 真由美、森 亮二、矢入 郁子

（以上6名）

(2) 総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
渋谷総合通信基盤局総務課長、
飯村事業政策課長、
井上料金サービス課長、廣瀬料金サービス課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
宇仁基盤整備促進課課長補佐、
五十嵐電気通信技術システム課長、
西潟データ通信課長、木村データ通信課課長補佐

(3) 事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

(1) 諮問事項

ア 検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定について【諮問第3170号】

審議の結果、本件について、告示案のとおり指定することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第164条第1項第3号及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第59条の2の規定に基づき、検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定について諮問を受けたもの。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3171号】

審議の結果、本件について、総務省において意見募集及び再意見募集（再意見募集については、接続に係る諮問事項に限る。）を実施することを決定し、提出された意見及び再意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の内容及び接続制度に係る状況変化等を踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正について諮問を受けたもの。

ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3172号】

審議の結果、本件について総務省から意見募集を行うことを決定した。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条第1号の規定に基づき、同法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可について諮問を受けたもの。

(2) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

【内容】

「電気通信事業法施行規則の一部改正について」（令和4年2月2日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関する総務省からの要請に対し、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が講じた措置について報告があったもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 坂平・望木

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council@soumu.go.jp